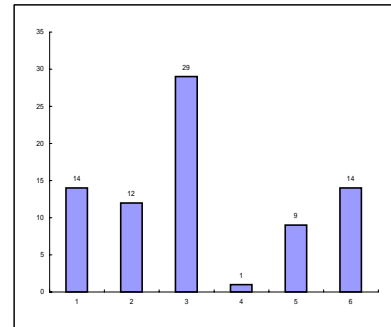


新エネ等利用特措法（通称RPS法）に関するアンケート調査 集計一覧

調査対象 110 件
 回答数 62 件
 回収率 56.4 %

貴社（貴団体）の業態について、あてはまるものすべてに をつけてください。

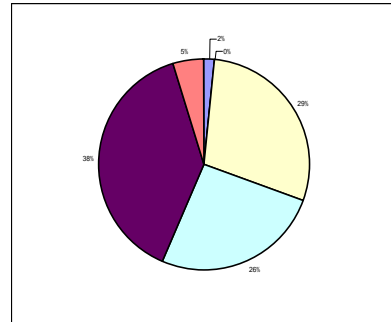
	回答数	構成比
1 風力発電事業者	14	17.7%
2 風力発電機供給者（メーカー、輸入代理店など）	12	15.2%
3 建設工事関連会社	29	36.7%
4 ファイナンサー	1	1.3%
5 コンサルタント	9	11.4%
6 その他	14	17.7%
無回答	0	0.0%
全体	79	-



Q1. 新エネ等利用特措法に関してお聞きします

Q1-1 同法施行後の状況について、どの様に受け止めていますか？ あてはまるもの一つに をつけてください。

	回答数	構成比
1 非常に満足している	1	1.6%
2 一定の満足感を得ている	0	0.0%
3 施行前後で状況は変わらない（普通）	18	29.0%
4 やや不満である	16	25.8%
5 大いに不満である	24	38.7%
無回答	3	4.8%
全体	62	100.0%

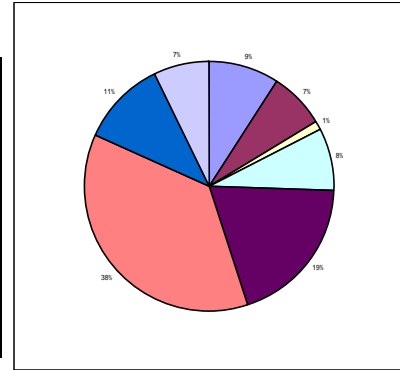


- 1 具体的に
 ・新エネ用の発電装置が普及すれば安全対策も必要となると考えられる為
- 4 具体的に
 ・法律の目指すところと実態とが合っていない感じを受ける
 ・利用義務量（地域間格差の拡大）の“肩代わり”と義務の履行違反による罰金制度 軽すぎる
 ・風力発電導入目標にどうリンクするのか不明である
 ・ドイツ方式でやって頂きたい。（購入単価をアップする）50～60円/kWh 初年度以降単価が下がる
 ・電力会社の対応に対して不満
 ・「新エネ等電気相当量」に対する市場形成が進んでいない。系統問題に対する取組みを強化させる誘因となり得ていない
 ・実態としてRPS市場が機能していない。電力会社が優越的地位にある。
 ・新エネルギー相当量が分離され電力会社の購入単価が低下した
 ・余剰電力の購入措置がなくなる可能性あり
 ・風力発電による発生電力量購入に限度があり、抽選などにより行われており風力エネルギー利用が阻害されている
 ・義務量が2010年に高く、前半低いという先送りが種々問題を起こしている
 ・各電力会社の対応が不透明でその対応が遅い
 ・新しい産業を創生する為には、低すぎる目標値及び罰金の設定。買電価格を市場原理に委ね過ぎている為、導入拡大する有力なインセンティブとならない
 ・環境付加価値の実態が見えない
 ・義務量の大きい電気事業者に対しては一定の効果があつたが、小さい電気事業者や導入の進んでいる電気事業者にインセンティブが働いていない
- 5 具体的に
 ・クレジットの流通性がない
 ・風力大手電力会社が「電気」のみ購入するケースが増えているが、RPSに相当する「新エネルギー等電気相当量」の価格が明確で無い。その為に事業者が成立するか否かの検討が発電事業者がするのは困難。現行のRPSでは風力発電は頭打ちとなる
 ・義務量達成に近い電力会社（北電、東北、九州）が受け入れ量と金額に制限を出してきたから
 ・目標数値が低く、自然エネルギー利用への啓蒙、民間投資意欲発揚には不十分
 ・新エネ相当量の販売価格が不透明の為、プロジェクト見通しがつかなくなったケースが散見される。事業意欲の低下が風力発電建設産業の衰退となることを危惧する
 ・売買において公共的ルールが買手側の決定に委ねられている点
 ・電気事業者の買取単価の下落に拍車をかけた
 ・義務量が少ない
 ・ドイツの様に売電価格の制定を希望
 ・経過措置により当初5年間は新エネ発電設備を新たに導入しなくても義務達成可能
 ・現行の市場構造をそのままにして、クレジット分を自由取引にまかせたら需要側の立場が強く公正な市場となりにくい。又、そのまま放置していると風力発電事業者は採算面で参加するものが大幅に減少する可能性が大である。
 ・RPSの結実状況が不透明・電力会社による不当取引（圧力等）が感じられる。電源別の内訳が有ってもいい。系統連系への不満etc
 ・風力発電事業にとって明らかに向い風である
 ・利用目標量が低すぎる。罰則が軽すぎる。
 ・新エネルギーの利用促進になっていない
 ・電気・RPS取引のルールが不透明で、電力会社毎の解釈もまちまち。系統連系問題には未着手。義務量に廃棄物入っており低い。事業者へのインセンティブに欠ける
 ・新エネの導入促進が目的であったはずだが、同法施行後、導入促進どころか逆に導入のブレーキとして働いている。
 ・実態は電力系風力発電事業者に対してのみ有利な仕組みであり、風力発電事業発展の足かせとなりかねない
 ・新エネ特措法が風力発電に対するブレーキ要因となっている

- ・電力会社の電力買入れ方法の多様化にとまどう
- ・風力発電による新エネ導入目標がさらに遠のいた。この法律により、風力発電による売電単価がPRSの需給と大きく関係を余儀なくされコストを度外視した単価となり、他人まかせの販売値段となった。
- ・固定買取りがベスト
- ・新エネ電気相当分の価格が低く抑えられ、新エネ拡大につながっていない
- ・全てが電力会社主導で行われている

Q1-2 同法について疑問点がありますか？ あてはまるものすべてに をつけてください。

	回答数	構成比
1 しくみがよく分からない	10	9.2%
2 「RPS」がよく分からない	8	7.3%
3 法律用語がよく分からない	1	0.9%
4 新エネルギー発電事業者が果たす役割がよく分からない	9	8.3%
5 電気事業者が果たす役割がよく分からない	21	19.3%
6 新エネルギー等電気利用目標量の決定根拠がよく分からない	40	36.7%
7 電気事業者が義務量を達成しなかったときの罰則規定などがよくわからない	12	11.0%
8 その他	8	7.3%
無回答	7	-
全体	116	100.0%



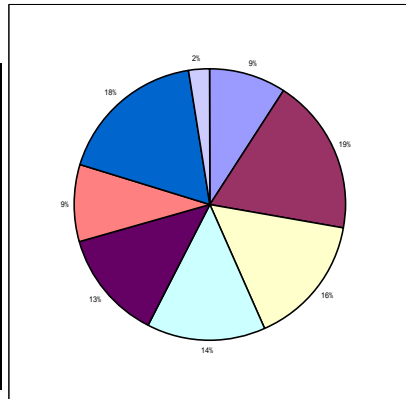
8 具体的に

- ・義務量を達成した会社に対するインセンティブが無いから北海道、東北、九州は買い取りをシブる
- ・ごみ焼却利用発電は自然エネルギーとはいえない。1.35%から除外すべき
- ・ペナルティー100万円の根拠がわからない
- ・1kWh当たりの具体的な単価が不透明の為発電事業者の計画立案に不都合が出ていると思う
- ・RPS分の市場原理が成り立っていない
- ・日本として本気で環境問題に取り組む姿勢にあるのか。法律の意図が分からない。そこまでの議論がなされていない。
- ・バンキング、ポロウイングシステム
- ・この法律の根拠があいまいで真に新エネルギーを国として導入する気があるのか？
- ・RPSの価格決定 取引

Q2. 新エネ等利用特措法の運用に関してお聞きします

Q2-1 新エネ等利用特措法の運用に伴い知っておきたいことについてあてはまるものすべてに をつけてください。

	回答数	構成比
1 四半期毎の電気事業者別新エネルギー別発電量 (kWh)	22	9.1%
2 各電気事業者のエネルギー種類別新エネルギー等相当量価格 (円/kWh)	45	18.6%
3 各電力会社のエネルギー種類別電力需給契約書の内容 (契約期間, 金額等)	38	15.7%
4 各電気事業者の年度別義務量 (kWh/年)	34	14.0%
5 各電気事業者のエネルギー種類別義務量 (円/kWh)	32	13.2%
6 新エネルギー発電設備の設備認定申請時期 (計画段階, 事業着工段階, etc.)	22	9.1%
7 電力システムの安定化および増強などに関する進捗状況	43	17.8%
8 その他	6	2.5%
無回答	2	-
全体	244	100.0%

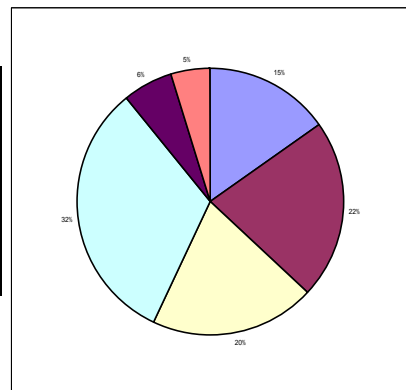


8 具体的に

- ・各電気事業者の2010年度までの義務量確保見込み(自社発電量、契約済み電力量等の累積量)
- ・電力会社の今後の買取枠と、その時期及び方法
- ・新エネルギー相当分の取引方法
- ・各電気事業者の電力システムの空容量
- ・経済産業省の次のアクション
- ・電気事業者間の新エネ相当分流通状況

Q2-2 上記の設問で、いずれかを選択された方にお聞きします。選択された理由についてあてはまるものすべてに をつけてください。

	回答数	構成比
1 構想している現計画の可否検討のため	20	15.4%
2 中長期的な事業計画立案のため	28	21.5%
3 新たな事業開発着手への可能性検証のため	26	20.0%
4 自社における今後の風力発電関連事業への取組みを検討するため	42	32.3%
5 単なる情報収集	8	6.2%
6 その他	6	4.6%
無回答	2	-
全体	132	100.0%



6 具体的に

- ・地方行政及び地権者との協議材料
- ・新エネルギー分野のマーケティング
- ・風力発電の今後の動向把握のため
- ・2010年、2030年に向けての風力発電の導入シナリオ検討のため
- ・RPS法見直しに向けた提言作りのため
- ・適格、正確な情報を取得し、これをクライアントに提供して、事業促進検討の材料にいただくこと。

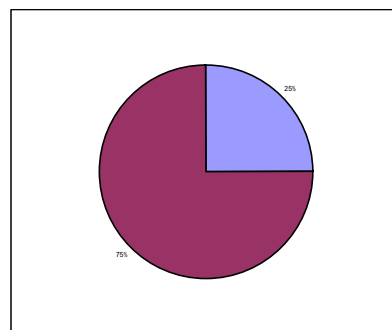
(風力発電事業者の方にお聞きします)
風力発電事業者以外の方はQ3へ

Q2-3 新エネ等利用特措法の運用において、満足していますか？ あてはまるものを二つに つけてください。

	回答数	構成比
1 満足している（特に問題なし）	6	25.0%
2 法の運用上、何らかの不都合が生じた	18	75.0%
無回答	38	-
全体	62	100.0%

- 1 Q2-5にお進み下さい
- 2 Q2-4にお進み下さい

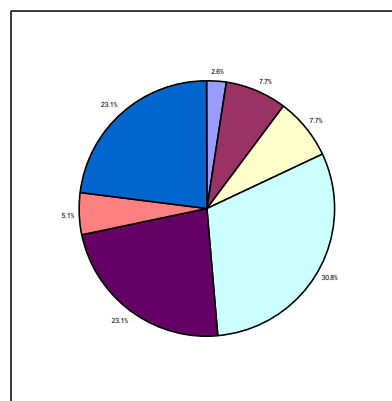
注) 風力発電事業者で無回答: 4社
 風力発電事業者以外で回答: 13社



Q2-4 新エネ等利用特措法の運用に関して不都合な点がありましたか？ すべてに つけてください。

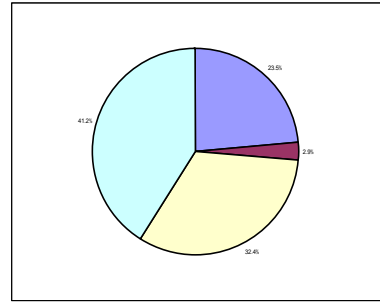
	回答数	構成比
1 設備認定のプロセスに不都合があった	1	2.6%
2 (電気とクレジット分離販売の場合) 新エネ等電気相当量の取引に不都合があった	3	7.7%
3 (同上) 電気分の取引価格に不都合があった	3	7.7%
4 (同上) 電気分の取引の抽選方式に不都合があった	12	30.8%
5 (電気とクレジット一体販売の場合) 入札方式に不都合があった	9	23.1%
6 (同上) 随時受付、価格交渉方式に不都合があった	2	5.1%
7 その他	9	23.1%
無回答	2	-
全体	41	100.0%

- 1 具体的に
 - ・却下された理由の説明が不十分
- 2 具体的に
 - ・クレジットの相対交渉が閉鎖的
 - ・RPS法の前の契約にもかかわらず、電気とクレジットを分離するよう要請されたが、価格はコミコミだった
 - ・単位が不透明で取引先を見つけることが難しい
- 3 具体的に
 - ・根拠が不透明
 - ・化石燃料と同じ単価を提示されている
- 4 具体的に
 - ・(北海道の例で) 案件数に抽選回数により有利な事業者が現れた
 - ・個々のPJ毎に抽選すべきで、北電の場合応募数の多い事業者が結果的に大規模PJを当選札にするのはまちがっている
 - ・風況のよい場所を必死に探している努力が水泡に帰す
 - ・プロジェクト毎の経済性・確実性が反映されていない
 - ・くじ引き順で28番目が契約している。何のための協議であり抽選なのか？
 - ・北電抽選において1社が独占状態となった
 - ・開発段階の苦勞がむくわれない
 - ・北海道電力の抽選方法が事前に漏れていた可能性あり。一部事業者に有利になった。
 - ・当社ではないが、一社一物件を原則とした方がよい
 - ・抽選方式を行うこと自体に問題有り
- 5 具体的に
 - ・上限価格の根拠が不明・不当に安い入札落札事業者があった
 - ・事前協議をしたにもかかわらず落札者決定に1ヶ月もかかった。(東北電力)
 - ・一部事業者に有利で不公平
 - ・kWh当たり6円台で大手数社しか落札できない地域があった
 - ・公開入札でないので不透明感が残った 一部事業者に落札が偏った
 - ・不都合とは言えないが、東北電力2000kW以上の入札買取価格の上限公表値10円/kWhと公表できなかった位、安かった落札単価との乖離率は是非公開すべきである
 - ・東電の関連会社がとても出来得ない単価で応募し落札した
 - ・事業採算性のあるプロジェクトの実施ができない
- 6 具体的に
 - ・随時受付はよいが取引が閉鎖的(暗い！)
 - ・個別交渉は価格設定が不透明で、電力会社が優位となる
- 7 具体的に
 - ・今後(平成16/2予定)の交渉となり現在コメントできる立場にない
 - ・取引価格に対して当事者間でどう取引するのか来年4月を注視したい
 - ・電力会社が優越的地位にある為、風力事業者の事業活動の自由度が小さい
 - ・クレジットが売れない顧客が出た
 - ・風力事業にプレーキがかかる
 - ・直接参加しているので、その点で不都合はないがプロセスの公正化が今後の発展のためには必要。今のままだと不透明なところがあり、事前の意思決定がむづかしい
 - ・事業収支が悪化する方向にあり、建設のコストダウンが限界を超える状況となっている
 - ・法とは意味合いが違いますが、入札枠が小さすぎる
 - ・事業計画(建設)にくるいが生じた
 - ・抽選同様入札方式で事業者を決定することに問題あり



Q2-5 貴社(貴団体)が望まれる、電気事業者との取引形態について、あてはまるものすべてに つけてください。

	回答数	構成比
1 入札方式	8	23.5%
2 抽選方式	1	2.9%
3 相対取引	11	32.4%
4 その他	14	41.2%
無回答	5	-
全体	39	100.0%

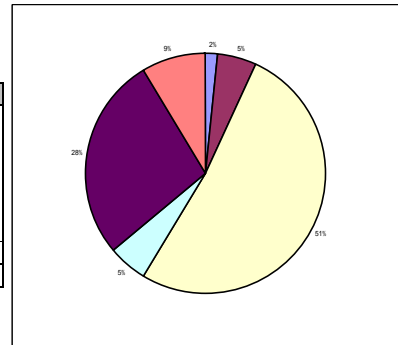


- 4 具体的に
- ・ 事業者側の利益が守られる相対取引(下限価格を設定)
 - ・ 電気事業者との直接取引をなし
 - ・ 導入量に並行した各電力会社の受付枠を拡大する事で考え方も変わると思う
 - ・ 1~3いずれも買取有利な方務的契約。自然エネルギーは買取を義務化し、双務契約とすべき
 - ・ 買取義務化
 - ・ 当社は電気事業者と取引がない
 - ・ 海外のように国で制定
 - ・ 固定方式(電気分)にして最低価格制(クレジット分)を導入
 - ・ 上記全てを希望(門戸を広く)
 - ・ 固定kWh単価
 - ・ 購入量の大幅拡大
 - ・ 2000kW未満の買取単価は個別協議でなくクレジットも含む公表単価で買取る(東北、関電、北陸電のように)
 - ・ 系統連系が可能ならば全て買い上げてほしい。(単価は適正価格にて)
 - ・ 随時

Q3. 貴社(貴団体)または貴社取引先の風力発電に関する事業計画についてお聞きします。

Q3-1 新エネ等利用特措法が施行する前に計画していた事業と、施行後の計画の違いについてお聞きします。新エネ等利用特措法施行を理由に、従前より計画していた事業を拡大・縮小またはとりやめたものはありますか？

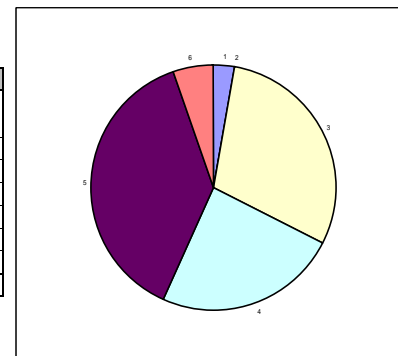
	回答数	構成比
1 計画を拡大した	1	1.7%
2 計画の前倒しを図った	3	5.2%
3 施行前後で特にかわりはない	30	51.7%
4 計画を縮小した	3	5.2%
5 計画を延期した	16	27.6%
6 計画をとりやめた	5	8.6%
無回答	12	-
全体	70	100.0%



- 4 具体的に
- ・ 2 箇所 合計 19,000 kW縮小
 - ・ 7 箇所 合計 14,000 kW縮小
- 5 特記意見
- ・ 東北・北海道・九州地区で！！
- 6 具体的に
- ・ 4 箇所 合計 6,000 kW廃止
 - ・ 2 箇所 合計 19,500 kW廃止
 - ・ 2 箇所 合計 3,860 kW廃止
 - ・ 1 箇所 合計 40,000 kW廃止

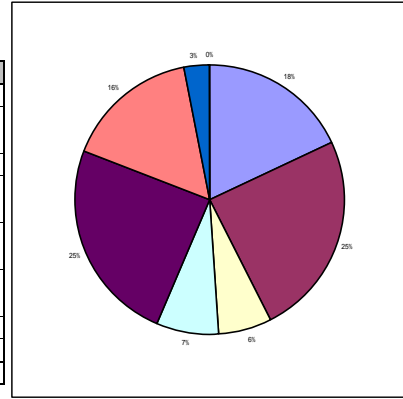
Q3-2 新エネ等利用特措法の施行により変わったことについて、あてはまるものすべてに つけてください。

	回答数	構成比
1 事業計画が拡大するなど、大きなビジネスチャンスとなった	2	2.7%
2 事業計画が立案しやすくなった	0	0.0%
3 施行により変わったことはない	22	29.7%
4 構想していた計画を縮小または断念せざるを得なくなった	18	24.3%
5 中長期的な事業計画を立てられなくなった	28	37.8%
6 風力発電産業への取組み自体を断念せざるを得なくなった	4	5.4%
無回答	8	-
全体	82	100.0%



Q3-3 前の設問で、「4.～6.」のいずれかを選択した方にお聞きします。選択された理由について、あてはまるものすべてに をつけてください。

	回答数	構成比
1 電力会社の電気分取引価格が事業採算に見合わない	17	18.1%
2 電気事業者の新エネ等電気相当量価格が不明で事業性試算が出来ない	23	24.5%
3 電力会社と長期で契約を結ぶことができない	6	6.4%
4 電力会社との契約が不透明なためファイナンスを受けられない	7	7.4%
5 電力会社の入札や抽選結果から物件が枠外となり事業遂行が出来ない	23	24.5%
6 新エネ等利用特措法下では、不透明な部分が多く中長期的に取り組めない	15	16.0%
7 その他	3	3.2%
無回答	0	-
全体	94	100.0%



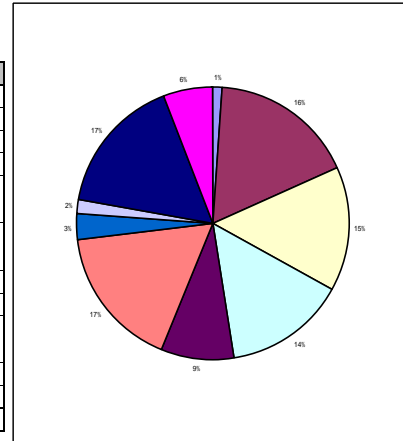
6 特記意見

- ・四電と九電はRPSの中途取り外しも可能な電力需給契約となっている これ不安定 & アンフェア!
- 7 具体的に
 - ・風力発電の建設が進まなければ当然当社の製品も売れなくなる
 - ・世界の潮流の中で国の目標達成のために何をすべきか? 現在は電力会社が阻害要因となっている。
 - ・義務量が低いと電力会社の買取枠が小さく、供給過多で新エネ相当量の健全な取引市場が構築されていない。

Q4. 新エネ等利用特措法へ希望する事項についてお聞きします。

今後の新エネ等利用特措法見直しで何を期待したいですか、あてはまるものすべてに をつけてください。

	回答数	構成比
1 特に見直す必要はない	2	1.1%
2 電気事業者の義務量を高くしてもらいたい	30	17.1%
3 年度別の電気事業者の義務量を高くしてもらいたい	26	14.9%
4 義務量を新エネルギー別に設定してもらいたい	25	14.3%
5 新エネルギー等電気相当量価格の上限値11円/kWhを見直してもらいたい	15	8.6%
6 新エネルギー等電気相当量価格の下限値を設定してもらいたい	30	17.1%
7 バンキングをなくすか、制限を加えてもらいたい	5	2.9%
8 ポロウイングをなくしてもらいたい	3	1.7%
9 電力系統への対策に関する具体的内容を盛り込んでもらいたい	29	16.6%
10 その他	10	5.7%
無回答	6	-
全体	181	100.0%



2 具体的に

- ・現在の(1.5倍)が妥当: 2社
- ・現在の(2.0倍)が妥当: 2社
- ・現在の(4.0倍)が妥当: 1社
- ・現在の(5.0倍)が妥当: 6社
- ・現在の(7.0倍)が妥当: 1社
- ・現在の(10.0倍)が妥当: 3社
- ・2010年度以後の第2約束期間も含めて義務量を設定すべき時期

3 特記意見

- ・風力発電供給量は需要量を大きく上回っており、経過措置は前倒し可能
- ・早めに
- ・電力会社に義務を押しつけるだけでなく財源も与えては如何? 電力行政全体の透明性が確保できれば最終費用負担者である国民の理解も得られるのでは?

4 具体的に

- ・風力は新エネ全体の(1割)程度: 1社
- ・風力は新エネ全体の(3割)程度: 1社
- ・風力は新エネ全体の(5割)程度: 7社
- ・風力は新エネ全体の(7割)程度: 1社
- ・風力は(150億kWh)程度: 1社
- ・風力は(80億kWh)程度: 1社
- ・風力は(70億kWh)程度: 1社
- ・風力は(65億kWh)程度: 1社
- ・風力は(60億kWh)程度: 1社

5 具体的に(特記意見)

- ・12円/kWh程度が妥当: 1社
- ・12~13円/kWh程度が妥当: 1社
- ・14円/kWh程度が妥当: 1社
- ・15円/kWh程度が妥当: 3社
- ・55円/kWh程度が妥当: 1社
- ・今年度を見る限り、上限値は意味がない
- ・不要
- ・市場メカニズムが機能する仕組みになっていないことの方が問題である
- ・(撤廃) 上限可能を設ける意義がどこにあるのか不明

6 具体的に(特記意見)

- ・5.0円/kWh程度が妥当: 1社
- ・5.5円/kWh程度が妥当: 1社
- ・6.0円/kWh程度が妥当: 1社
- ・7.0円/kWh程度が妥当: 6社

- ・ 7.5円 / kWh程度が妥当: 1社
- ・ 8.0円 / kWh程度が妥当: 5社
- ・ 9.0円 / kWh程度が妥当: 3社
- ・ 10.0円 / kWh程度が妥当: 3社
- ・ 17.0円 / kWh程度が妥当: 1社
- ・ 下限値は「環境価格」を公正に算定し根拠付けが必要
- ・ 電気代4円+相当量8円=12円

7 特記意見

- ・ バンキング、ボロウイングはいたずらに相対取引を複雑にかつ購入者側に有利にするものであり、新エネの促進に逆行するものとする

9 特記意見

- ・ 政府として最重点で取り組み、至急明示してもらいたい
- ・ 早期開放を望む

10 具体的に

- ・ 北海道、東北、九州では2000kW未満のクレジット価格が大規模入札価格の影響を受ける結果となり、以前よりトータル価格で大幅に下がってしまい、事業上立地不可能になった。今後、他の電力会社の導入量が義務量に近づくと、同じ現象が生じるであろう。RPS法は2000kW未満の案件の立地を難しくしてしまった。従って規模に応じた対策を講じてほしい
- ・ 経過調整率の変更。1/2/3/1/3/0ではなくもっと段階的に。例えば5段階位
- ・ 技術的に可能な限り、電力会社に系統連系及び電気引取を義務付けてもらいたい。2010年度以降の義務量の設定
- ・ 新エネルギー相当量の取引を制度化してもらいたい
- ・ RPS事業者が新エネをほしがっている
- ・ 電力会社の入札、または抽選についての計画を早い段階で明らかにすべき
- ・ 買電価格を決めてもらいたい。新エネルギーからゴミ発電を除外してもらいたい
- ・ 電力会社の系統強化費を国、電力会社、事業者の三者分担で良いので計画した事業を実現できるようにして欲しい。イニシャル負担でなく、kwh補助でよくまわる風車への補助として欲しい
- ・ こみ発電の義務量充実に一定の制限を設定してもらいたい。
- ・ 電気事業者以外の証書保有、流通を認めることで、より市場が機能するよう改善したい
- ・ 国が決めた新エネ導入目標値までは(300万kW)入札方式、抽選方式等を止めて連系可能な電力会社に導入する義務を負わせる等の立法化。クレジット部分の最低単価の設定(8円位)。電力部分の最低単価の設定(コミコミの場合は合計で9円/kWh)。その他にも多くの要望はあるが、新エネ導入目標達成までは国が責任を持って風力発電による電力を適正な価格で全て買い上げる事の立法化を要望する
- ・ 法に示された利用目標を達成するための諸施策を具体的に制度化、法制化すべきである。(例)電力システムの強化、自然公園地域の利用緩和、洋上風力の為の海域利用・新エネ利用の拡大が図れるような価格に新エネ電気相当量価格を固定すべき

Q5. ご意見・ご要望について

その他新エネ等利用特措法に対するご意見・ご要望がありましたらご記入ください

- ・ 新エネルギー等電気相当量価格の下限値を地域ごとに明確に設定できないか。例:中部圏は風力発電所の立地ポイントがどうしても山岳地とならざるを得ず、したがって建設単価を下回る決定をされると事業そのものが成り立たなくなる。
- ・ RPSの運用規定見直しを2005年頃とせず2004年以降毎年更新を望む!
- ・ 時限立法であり、2010年以降どのようになるのか不安である。風力は比較的、新エネルギーの中でも拡大しやすい対象であり、300万kWから、5倍、10倍と目標を上方すべく、そのためには2010年以降の考え方をもう少し開示すべきである。
- ・ 風力大手電力会社(具体的には北海道、東北)がRPSが出来た為に「義務量を達成したからもう良いだろう」という態度に出ている。他電力会社の未達分をカバーする分だけは義務量としてもらいたい。例えば(kWの表示など)
- ・ 法の趣旨には賛同できるが、電力会社が義務量を超えてまで新エネを買い取ることへのインセンティブを設けることをしなければ、導入量は全体としては目標を達成できない
- ・ 風力発電事業をやろうとしている事業者が多数あるのに抽選という悲劇に会い、断念しているのが現状である。連系等の諸問題が有るが、不透明である。国がはっきりした態度が出せる環境づくりが必要だろう!国民の声を理解していない!
- ・ 電気事業者の性格が、従来の供給義務によって保全されてきた地域独占から、自由競争の中での買取、供給義務をまかなうように変わってきた。これに伴って、契約内容や施設の維持管理、資産の保有も双務的、開放的、社会的にすべきで、単に1.35%の数値目標を掲げるだけでは、種々の関係事業を独占的な従来の事業の延長上に展開、姿を変えて困り込むことを奨励する結果となり兼ねず、広範な自然エネルギーの利用(国民的理解と取組みの進展、民間事業者参入)を阻害することになる。海外での法整備と利用状況を参照し、旧法、旧技術の枠を脱し、電力関係者だけでなく多分野の知見を反映させた特措法としなければ、資源小国の新しいエネルギー確保を促進することが期待できない。委員会メンバー、討議内容を公開し、広く民意を集って改正整備していくべきである。
- ・ (1)新エネ等利用特措法は3年を待たず、次年度からも早急に見直すべきである。(2)市場原理を導入するのであれば、市場の基盤整備は積極的に政府主導で行うべきである。送電線等の物理的基盤、透明性のある取引ルールの整備抜きに市場にまかせた結果が今年度の諸問題の根源と考える。今年度の状況が継続すると風力発電産業の発展が阻害されるものと懸念される。特に政府主導による送電線強化策・基準利用量(特に経過調整率)の前倒し・公的機関による取引市場の開設と透明性の確保
- ・ 自然環境にやさしいエネルギーは国家的問題であり当初計画通り進めるべきである。政府、政治家が思うように働かない場合は国民のコンセンサスを得られる様努力する。テレビ、新聞等による広報活動も、どんどん宣伝し、国民を味方につける。風力発電をもっともっと知ってもらい 風力発電の素晴らしさを理解してもらい 国民全てが風力発電の建設が必要である事を子供、孫迄も伝える
- ・ 弊社が目指している装置に関してのコマーシャルベースでの動きがほとんどありません。電力会社の抵抗は発電設備の過剰感にもあると思われます。METIも電力会社に対する売電単価の引き下げ政策に逆行しかねない新エネ導入量増加に気安く乗り難い事情もあるのでしょうか。いづれにしても新エネ分野の普及拡大に大いに期待したいところです。
- ・ 1. 目標値(2010年 1.35% 122億kwh)が低すぎる。せめて5%を 2. 新エネルギーは種別の設定をするべき 3. 売買ルールを行政が指導、設定すべき。需要独占の業界に市場メカニズム適用は通用しない
- ・ 新エネルギー等電気の優先接続・電気優先取引の仕組みがない中で、風力発電事業者には「電気」と「RPSクレジット」の分離販売を自らの意思で選択できない状況にあり、系統連系する電力会社が自社の義務量達成見通しをもとに提示する条件を受け入れる以外にプロジェクトを成立させる選択肢を持たない偏った関係になっている。この結果、RPSクレジット単体での取引は極めて限られたものとなり、また義務量が経過措置により低く抑えられていることと合わせて流動的なRPSクレジット市場が成立しにくい状況になっている。また、電力会社の義務量達成の手段の一つである「他電力会社の肩代わり」については、電力会社間でのRPSクレジットの移転という形の取引となるが、これが市場から見えない状況で行われると風力事業者による「電気」と「RPSクレジット」の分離販売という本来行われるべき市場でのクレジット取引を阻害する要因となる。以上の点を踏まえ、新エネ等利用特措法が有効に機能する様に制度を見直していただきたい。
- ・ 低迷している日本経済の中にあつて、風力発電ほど事業欲の旺盛な産業はそうたくさんあるものではない。一方、環境やエネルギーについて今ほど市民の関心が高まったことはない。現代に生きる者の義務として後世に残すもの1つとして、風力発電を位置づけたい。RPSの本来の主旨に是非たち返してもらいたい。
- ・ 新エネルギーの自家消費分についても新エネ等電気相当量として認めてもらいたい
- ・ 新エネルギー等電気の利用目標を更に拡大すべし。(数倍程度)

- ・当初5年間の経過措置により電気事業者の義務量が非常に低く抑えられていることに問題あり ・エネルギー種別の新エネルギー導入目標を定めているにもかかわらずRPSでは規定していないことには違和感がありRPSにおいても定めるべきでは？ ・系統連系の問題の議論がしばらく塩漬けとなっているが早急に議論を再開し具体的な方策(対策実施の時期、内容、費用負担者、費用回収方法等)を明示すべきでは？ ・電気の値段が各電力会社でバラバラに決められているが、電気分についても下限価格を設定する等規制を設けては？ ・現在の法律では電力会社側に配慮している部分が多いので、本当に新エネルギー導入を促進する為には電力会社の負担を増やしてもいいのでは？(経過措置軽減、系統強化の費用を電力会社が負担する等)
- ・公開されている情報が限定されているのでもっと公開すべき ・風力発電の導入量は、入札・抽選といった電力会社の意向に依存しており、政府が介入するなりして、電力会社の予定を明らかにするが、風力発電の購入に対して、政府が助成するなどの措置が必要ではないか。 ・北海道や九州の一部においては今後の導入量は系統の強化あるいは安定性に依存している。系統に対する対策の進捗状況などの情報を積極的に公開するべきではないか。
- ・北海道は系統の対策が緊急課題、風力発電事業者は事業意欲はあるが北電の受入れ可能数量が現在25万kWで抑えている為、事業が行えないです。RPS法の趣旨は新エネの利用を積極的に進めようとの目的であるが、むしろ事業推進を阻害している。
- ・現行の法運用では義務量が低い為新エネの取引が活発に行われる状況になく、市場だけに任せておくと日本の風力産業は衰退の危機にさらされてしまうことになる。 ・電気の価値(燃料費相当額)が電力会社より提示されているが、それを第三者が検証する必要があるのではないかと新エネの買取側(電力会社)が一方向的に提示することは不公平であり、低めの価格になるのは当然である。 ・現状は電力会社に圧倒的に有利な制度となっている。新エネ相当量を電気と一緒に売るか分離して売るか事実上買い取り側しかなかった。 ・小規模のもの(2~3本など)は現行制度のままではほとんど実施できなくなり、大規模なものしか成立しなくなる。風力のさらなる普及のためには小規模のものも数多く行っていく必要があり、小規模のものを取引できる市場が別に構築されるよう誘導すべきではないか？
- ・今のRPS法には新規産業及び新規参入企業を育成するという考えが無い。現状では既存電力系企業が補助金を独占し新規参入者を排斥する形になっている。更に言えば、電力系とそれ以外の事業者を分けて(条件設定含)考えるべき時期にきている。
- ・義務付けという点で一定の効果はあった ・長期契約の前提がくずれることは新エネ促進に致命的影響を与えている ・補助制度の見直しも合わせて行われるべき電気事業者への義務付けだけでなく、国民が直接的に新エネ促進、環境コストを負担する税制導入により財源が賄われるべきである ・特に発電実績に対する補助制度は海外での実績から見てもより効果が高い ex. 10円/kWh補助でも2010年時点(H15年の新エネ予算は1500億/年)で1220億/年(122億kWh)
- ・新エネ特措法は元来「新エネルギー(石油代替エネルギー)促進法」であり、「自然エネルギー(再生可能エネルギー)促進法」ではない。 ・新エネルギーを構成する全エネルギーを同時に扱ったためにコストの安い廃棄物発電が一人勝ちの状態となり風力を始めとする自然エネルギーは脇に押しやられた状態となっている。 ・しかしこれは、可能な限り安いコストで石油代替エネルギー(原子力を除く)の占める割合を増やす、という法律の目的から言うと、全く問題となる状態ではない。(法律としては成功) ・つまり我々がこの法律に風力発電推進の夢を抱くのは間違いであるということ。 ・風力を推進するためには、適正固定価格(8円/kWh程度)での買取(政府域は電力会社による)を保証する新法(「新エネ促進法と矛盾なく両立する形」)の立法が必要だが、現実論としては非常に難しい ・とすれば「新エネ特措法」を自然エネルギー促進の効果をもっともたせるよう改正する方法に動かない ・改正のポイント 1.目標量、義務量の大幅な高上げ(需要と供給を同レベルにもってくる) 2.エネルギー種別による目標量、義務量の設定(エネルギー間の競争状況をなくす) 3.更にエネルギーの種別毎に買取最低価格を設定する 4.それと同時に電力会社に対する補助制度を作る(ある程度の差額補償) 5.また電力会社の受入枠の制限をなくさせるため、国費による系統強化の施策を行う
- ・1.クレジット相当分の単価は相対取引で決まり市況の影響を受け変動しやすく、事業当初の長期採算計画が立てられない。又、電気のみと合わせて買取ってもらう場合もその単価は個別協議となっており、外部から見えない。是非、日経平均株価のような、平均取引指標の形で毎日/毎月公表してほしい。 2.一般電気事業者が自ら出資して会社を作り、全国展開した場合の絶対的優位は否めない。それはクレジット相当分の受入れ先を自前ですでに確保していることになり、それはすさまじい競争力をもつ。民業圧迫となっている。 3.全国の一般電気事業者に入札/抽選という関門をまず通過しなくてはならないという不合理性がある。 4.入札/抽選に落ちた時、次点とかで順位づけし、翌年度は、優先的に取り扱ってもらう制度を考えたほうが、又は早い時期での翌年度の募集枠の公表。
- ・RPS法は悪法である。自然エネルギーの利用拡大を目的に作られた法律が、むしろ拡大にブレーキをかける結果となってきているのではないかと。特に、風車に対しては電力会社の対応を見るとそれが明らかで、彼らの主導で法律が作られたのではないかと感じるものである。ごみ発電を新エネルギーに含めること等もその典型である。しかし、施行された法律を改正することは難しいため、今後はこの法律の運用面の改善と、風車の導入拡大に向けて必要な基本的事項の整備を行う。まず、運用面においては： 電気事業者の義務量を高くし、エネルギー別にする。 国が自然エネルギー(種類別)からの売電価格を決める。 事業者選定方法(抽選、入札)を改める。 電力会社自身による風力発電設備導入量を制限する。又、導入する場合は、調査、設計、機器、工事等全て一般競争入札方式で業者を決める。 又、風力導入拡大に向けては： 国の補助金で送電線・変電所の建設をおこなう。 風車の導入を促進する。 北本線を風力発電に開放する。あるいは、青函トンネル内に新たに送電線を建設。 風車建設に係る規制緩和を行う。特に海岸線の保安林解除。 2000kW未満の高圧連系可能(または不可能)な配電線・変電所を公表する。